

# 1. 住まいの確保・再建のための支援

宅地等の災害復旧費用を助成します



建設部建築住宅課  
☎22-1153

## ◆宅地等災害復旧助成とは

住宅に直接被害が及ぶ恐れのある被災宅地の復旧にかかる工事に要した費用の一部を助成するものです。

## ◆対象となる方は

被災した宅地において、住宅に直接被害が及ぶ恐れがあり、宅地の被災証明を受けた方。

## ◆対象となる工事は

- (1) 宅地に流入した土砂の撤去及び復旧
- (2) 被災した法面の復旧
- (3) 排水施設の復旧
- (4) 被災擁壁の撤去再設置
- (5) 宅地の亀裂等の修復

\*令和5年3月31日までに復旧工事が完了するものに限ります。

宅地背後地災害復旧費用を助成します

## ◆補助の内容は

1. 補助率 対象工事費の2分の1以内
2. 補助金 上限額：100万円  
下限額：2万5千円

## ◆申請に必要なものは

申請書、被災証明書(写)、工事見積書(写)、工事図面、被災写真等

## ◆申請期間は 令和5年1月31日まで

建設部建設課 ☎22-1152  
各総合支所市民サービス課

## ◆宅地背後地災害復旧助成とは

急傾斜地崩壊危険箇所等に指定されている宅地背後地が被害を受け、対策工事を必要とする場合、対策工事の費用の一部を助成します。

## ◆対象となる方は

急傾斜地崩壊危険箇所等に指定されている宅地背後地が、土砂崩壊や土砂流入などで被害があり、対策工事を必要とする栗原市に居住する土地所有者もしくは管理者、被災宅地の所有者もしくは使用者。

## ◆対象となる工事は

- (1) 土砂の撤去（建物内は不可）
- (2) のり面整正及び保護
- (3)擁壁等の設置（被害を受けた既存擁壁の除去を含む）

\*令和5年3月31日までに復旧工事が完了するものに限ります。

## ◆補助の内容は

1. 補助率 対象工事費の2分の1以内
2. 補助金 上限額：100万円  
下限額：5万円

## ◆申請に必要なものは

申請書、被災証明書(写)、工事見積書(写)、工事図面、被災写真、位置図等

## ◆申請期間は 令和5年1月31日まで